

平成 23 年度中に終了した紛争解決手続きの概要

1. 自動車事故の一方当事者である申立人から、休業補償の支払いおよび治療打ち切りの見直し（治療の継続）を求める申し立てがあった。調停委員会開催前に申立人から「解決を急ぎたいので申立を取り下げ、相対で折衝したい。」との申し出があった。（調停手続外で和解）
2. 保険調査員が支払保険金の 10%を割り戻す条件で、査定に便宜を図るとしたことは違法であり、支払済みの割戻金 180 万円と慰謝料 180 万円の支払い、および保険事故による入院保険金・通院保険金の支払いを求めて申立。調停委員会の和解のあっせんにより、被申立人（保険会社）は申立人に解決金 15 万円を支払うことで和解。
3. 盗難保険の保険契約者（衣料品店経営者）は、衣料品が盗難にあったとして保険金の支払いを求めて申立。調停委員会は、和解の見込みがないとして調停手続を打ち切り。
4. 自動車保険の保険契約者である申立人は、同保険に付帯する個人賠償責任特約条項および弁護士費用特約条項の被保険者である申立人の子息が支払った損害賠償金 35 万円、弁護士費用 31,500 円の支払を求めて申立。調停委員会の和解のあっせんにより、被申立人（保険会社）は申立人に解決金 15,750 円を支払うことで和解。
5. 傷害保険の保険契約者である申立人は、被申立人（保険会社）のホームページ上で当該契約を締結したが、自転車付帯の傷害保険契約を締結する意図であったものの、同ホームページの記載内容が不適切で、誤って自転車特約の付帯しない傷害保険を申し込んだとして、支払済みの分割払保険料 660 円の返還を求めて申立。調停委員会の和解のあっせんにより、被申立人は申立人に解決金 660 円を支払うことで和解。
6. 自動車保険の保険契約者である申立人は、自動車事故の対人・対物賠償保険金の支払いを求めて申立。申し立て後、調停手続開始前に、被申立人（保険会社）が申立人に当該保険金を支払ったことから、調停すべき紛争がないものとして打ち切り。